（４頁から続く）

それで、燃料取替作業と並行して蒸気発生器の点検をやるためには、蒸気発生器の出入口に蓋をする必要がある。それが、前述の新設された蓋であり、それを取付ける金具が、問題の「金具」である。

二つの作業の同時進行は、定検期間の短縮という、経済優先の観点だけから強行された方策であり、そのことこそ、今回の事故の真因である。しかも、こうした無理をして短縮される日数は、せいぜい、６日程度だという。

８月２０日に資源エネルギー庁は、事故の直接の原因は、次のように推定できると発表した。すなわち、「金具」を取付ける際に、水室仕切板下部の溶接部分に乗り上げた形となり、そこに水圧が作用してボルトをゆるめていたのに、それを知らずに原子炉を運転したためにボルトが摩滅し、金具が脱落したらしい、と。

もしそれが定検中に起こっていたら、水圧で蓋も吹き飛び、流れ込んできた多量の水で、作業中の労働者は死亡したであろう。同時に、原子炉キャビティに張っていた水も無くなり、取替中の燃料が空気中に露出し、それからの放射線や、過熱で破裂した燃料からの〝死の灰〟で、惨事をもたらしたことだろう。

このように、物騒で、明らかにお粗末な蓋の取付けが、原子炉等規制法第２６条できめられた「原子炉施設の変更」の申請や、電気事業法第４１条で規制された「変更工事」の申請を、全くやらずにモグリで強行されたのである。しかも、監督官庁の通産省もグルになっての行為であった。福井の住民たちが告発に踏み切ったのも当然である。

こうした違法工事は、高浜１号炉だけでなく、大飯1,2号炉と美浜2,3号炉の４基についても実施された。このうち美浜２号炉は、運転に入る直前に高浜１号炉の事故が起こり、あわてて、「金具」をとりはずしたという。しかし、あとの３基は、１次冷却材ポンプの振動に注意しながら、現在も運転を続けており、福井の住民たちは、それらの停止を要求し続けている。

福井県当局の言では、他県、つまり、四国電力の伊方原発や九州電力の玄海および川内原発でも、同様の工事が行われていることは、確認はしていないが、常識的には当然のことであろう、と。

伊方原発に関しては、前号で報告したように、地元住民らは伊方町長に対し、高浜１号炉と同様の設備が、伊方原発でも設けられているかどうかを調べるよう要求している。その結果次第では、福井の住民がとったような対応が、伊方でも、早急に必要となるだろう。

## 会計報告（'87.8/1～8/31）

| | |
|---|---|
| **収入** | |
| 会　費 | 26,000 |
| ニュース購読料 | 81,400 |
| カンパ | 4,100 |
| コピー代金 | 4,500 |
| 計 | 116,000 |
| **支出** | |
| ニュース印刷代 | 31,000 |
| 郵送料 | 9,520 |
| 振替手数料 | 680 |
| ゼロックス・リース料 | 14,300 |
| 計 | 55,500 |
| **差引** | 60,500 |
| **積立金合計** | 1,410,689 |




# 伊方訴訟ニュース

第169号

1987年9月15日

伊方原発訴訟を支援する会



連絡先〒530 大阪市北区西天満4－9－15 第一神明ビル
藤田法律事務所☎ 06－363－2112 口座大阪3－48780


## 伊方と同型炉における驚くべき違法行為
## 福井県民会議が関西電力を告発

９月２日、原子力発電反対福井県民会議は、関西電力が原子炉等規制法と電気事業法とに違反した工事を行ったとして、福井地方検察庁に告発の手続をとった。

ことの起こりは、さる７月１１日午前０時ごろ、関西電力高浜原発１号炉（加圧水型炉電気出力８2.6万KW、１９７４年１１月運開）で発生した事故である。フル運転中の同原子炉で、蒸気発生器から戻る１次冷却材を原子炉に送り込んでいる１次冷却材ポンプが、激しい横ゆれを起こし、それに驚いた運転員が原子炉を緊急停止した、という事故である。

調査の結果、蒸気発生器内下部にある二つの「水室」の間の「仕切板」に、ボルトどめしてあった重さ約８Kgの「金具」が運転中に脱落し、その本体や部品が、１次冷却材ポンプに吸い込まれ、ポンプの軸や回転翼にかみ込んで破損していたことが判明した（５頁の図１参照）。

さらにその後、部品のネジが、炉心の燃料棒を支えている金属板の上で発見されたことや、脱落した「金具」の衝撃で蒸気発生器内の細管の下部が変形していたことが発表された。炉心燃料棒は、外観検査では異常なかったとのことである。

ところで、問題の「金具」は、前回の定期検査の初期、つまり、昨年の１０月ごろに始めて取付けられたものである。それは、図１にあるように、蒸気発生器下部の「１次冷却材出入口」に、定検時だけに設置する防水用の蓋を取付けるための金具であった。その蓋は、原子炉で燃料の取替作業をする際に、それと並行して、蒸気発生器内でも点検作業ができるようにするために、新たに設けられたものであった。（以下４頁右に続く）

**２号炉第３２回公判**

**９月３０日(水)午前１１時より**

**松山地裁大法廷**

被告国側が、原子力安全委員会のソ連原発事故調査特別委員会が公表した最終報告書を証拠として提出し、同時に、チェルノヴィリ事故についての見解を述べた準備書面も提出する予定となっている。

恐らく「あんな事故は日本では考えられず、本件と無関係」といった主張の繰り返しであろうが、裁判長が前回、審理の対象は原子力安全委員会の見解でないと釘をさしたことが、どう出るだろうか。

## 2号炉訴訟

# 原告準備書面

（１９８７年６月１９日提出）

（その３）

五、チェルノヴイリ原発事故で現実離れした本件安全審査が浮きぼりになった－死の宣告をされる原告及び周辺住民

(五) 漁業も農業以上に悲惨である。

昭和五四年十月二九日付原告準備書面で言っているように、すでにＴＭＩ事故以後において漁師は、漁業によって生活を支え両親や妻子を守ってゆかなければならない。事故が地元伊方で起ったら、周辺の漁民はどうなるのか。私達海に糧を求める者にとって、本当に、この海に一生を捧げて生活できるのか、不安でなりません。漁民の悩みは尽きません。と切実に訴えているのである。

本件伊方二号炉は、佐田岬の中程にあり、北側は伊予灘を経て瀬戸内海、南側は豊後水道を経て太平洋に通じているので、昔より魚介類や海草類が豊富であった。今日、海の汚染などで漁業もいく分下向きになったとはいえ、この海域を中心に多くの住民が海で生計をたてているのである。

表五のように、この海域で直渉漁業にたづさわっている者だけでも、六、四三六人もいるが、その上に漁業従事者、水産加工業者、ならびに従業員、仲買人、小売業者など流通関係に従事する者の総数は、農業関係以上であるが、本件原子炉の事故により、漁業も農業以上に悲惨な状況におかれるのである。

又、漁業の性質上、漁法によっては、近隣漁協はもちろん、近県の漁民が入り交って操業することから、被害はこの海域の漁民や漁業関係者にとどまらず、もっと広範囲の漁民と地域経済を悲惨な状況に陥ることは間違いない。

表五

伊方発電周辺海域における漁業組合と組合員数

| 組合名 | 組合員数 |
|---|---|
| 磯津 | 97 |
| 川之石 | 100 |
| 有寿来 | 80 |
| 伊方町 | 439 |
| 町見 | 342 |
| 瀬戸町 | 540 |
| 三崎 | 958 |
| 三崎湾 | 834 |
| 八幡浜市 | 614 |
| 日本西海 | 40 |
| 明浜 | 506 |
| 吉田 | 871 |
| 長浜 | 1015 |
| 合計 | 6436 |

昭和六〇年三月三日現在　八幡浜漁業協同組合の資料より

右に記載した原子炉周辺及び半径三〇km範囲内に住む住民は、いったいどのようにして、どこに逃げるのか。ＴＭＩ事故以後見直されたとする避難する区域の住民は、半径八～一〇km範囲内とされている。チェルノヴィリ級の事故が起った場合は前述した様に、一〇kmはおろか、半径三〇km範囲が「非居住区域」にならなければならなくなるのである。八～一〇km範囲内とするのは全くのゴマカシである。

したがって、原子炉事故時に、正確かつ迅速な判断が要求され、半径三〇km範囲内の住民は、すばやく避難しなければならない。すばやく避難するためには、普段から放射能



に関する知識を得ることと、実際に避難訓練をし、手間どらない、間違わないことを確認しなければならない。それは、避難する過程でパニック状態になることが必至であるということである。

チェルノヴィリ原発事故では、火災を消そうとして消防士が立ち向かい生命を落としていったと報導された。消防士の悲劇は世界中に大きな衝撃を与えた。ソ連では、生命を落としていった消防士に対し「英雄」として称賛した。しかし、この次に伊方に事故が起った時、そしてまた世界のどこかで事故が起きた時、同じような「英雄」的行動ができるか、どうかは分からない。イギリスの消防士組合が、同じような火災では出動を拒否すると声明をしたと言われている。

そしてまた、伊方原発をかかえる八幡浜の広域消防の幹部は「ソ連では消火の際、普通の火事のように入って行ったのでしようが、もし伊方で同じような事故が起きたら、危いとわかっているのに署員を殺すようなことはできません」と言い、消防長は「こちらは生身の人間だから」と言っているのである（甲二〇号証の七）。

原子炉事故における避難がいかに難しく、また放射能被害から完全に身を守ることが出来るか、出来ないかが、安全審査に重要な意味を持つものである。

アメリカでは、ＴＭＩ事故の後、避難訓練は原発運転の前提条件となった。電力会社は、地元自治体や州に働きかけて計画を作成して訓練を実行し、それが有効に機能することを連邦非常事態管理局と原子力規制委員会（ＮＲＣ）に証明する義務が課されるようになった。証明がパスしないと許可が出ない。

一九八四年にはさらに、訓練結果の審査も公聴会を義務づけるべしとの判決も出た。訓練の出来、不出来が立地に響き、電力会社は必死にならざるを得ない（甲二〇号証ノ八）。ＴＭＩ・チェルノヴィリ後のアメリカの実態は、日本の安全審査に「安全」はあるのか、ということを強く問いかけているのである（甲二〇号証ノ九）。

ＴＭＩ事故後の、あらゆる国の推進派の人々の「反省」にもかかわらず、チェルノヴィリ原発事故の大惨事は、いったい本件二号炉の安全性をどこで見い出すことができようか。チェルノヴィリ原発事故の「反省」は、いかに本件二号炉に「反映」されているといえるのだろうか。チェルノヴィリ原発事故の「反省」にもかかわらず、日本の原発に、はたまた本件二号炉における大事故の発生をみることは拒否する。

原告及び周辺住民で組織する反対運動の中で、反対運動の目的を三つあげている。

一　この運動は放射能公害を未然に予防して、生命と健康と生活を守り抜き、子孫に不安と危惧の種を残さぬ為の斗争である。

二　この運動は地域の住民が伝来の故郷を捨て去らねばならないか、又は永久にこの土地に住み生きることが出来るかの、ぎりぎりの斗争である。

三　この運動は我々がみんなで智恵を出し合い、みんなで力を合わせて自らと子孫を守る自衛の斗争である。

まさに放射能公害を未然に予防するという、まったく自然で人間が、正しい、本来持つべき願い求める自らと子孫を守る自衛の姿である。何も反対運動の宣伝をこの場で行っているのではない。

本件伊方二号炉の安全審査が、人間の本来持つべき願い求める内容とまったくかけ離れたところに存在し、時代錯誤的本件の現実離れした安全審査が亡霊のように浮きあがってくるのがみえるのである。

## 六　むすび

以上に見てきたように、TMI事故、チェルノヴィリ原発事故の被害の実態と、それ以後の状況の中で、放射能被害の大きさ、深刻さは、決して「住民の安全確保」は出来ていないという現実の問題として、大きくクローズアップされてきた。

スウェーデンは、すでに一九八〇年の国民投票に基づいて、二〇一〇年には現在稼動中の一二基の原発をすべて廃止することを決めた。チェルノヴィリ原発事故で、国際汚染源として、他の国の原子力政策を他人事の問題として済まされなくなったということである。これは、TMI事故によって、世界の原発建設計画は大きく後退したが、さらに今回のチェルノヴィリ原発事故によって、全面的廃止への流れとして原発の終りを告げているのである。

チェルノヴィリ原発事故から二週間後の一九八六年五月九日、デンマークでは国会が、首都コペンハーゲンから三〇kmの対岸にあるスウェーデンのバルセベック原発の閉鎖を求める決議をしたのである。デンマークは自国が原発を持っていないだけでは、安心できないというものである。それを明確にしたのが、チェルノヴィリ原発の事故であった。原発を持つものは持たぬものに対して、加害者であるということがはっきりした。

そして、今回のチェルノヴィリ原発事故は、あらためて原子力発電技術の本質的危険性とその欠陥、事故による災害の深刻さを見せつけた。

この本件伊方二号炉の「立地審査指針」におけるねじ曲げた解釈は、放射能災害から完全に身を守ることは出来ず、「…原子炉による災害の防止上支障がないものであること」を許可の条件とした「原子炉規制法第二四条一項四号」に明らかに違反する。
したがって、本件伊方二号炉の設置許可は取り消さねばならない。

そして、また、「万が一」の場合、住民が逃げることが可能であるのか、どうか。本件安全審査に防災計画が必要であることは、世界の実態で明らかである。

にもかかわらず、防災計画は「安全審査の対象とならない」とする、防災計画の無審査は、「原子炉規制法第二四条一項四号」の「…原子炉による災害の防止上支障がないものであること」に明らかに違反している。

したがって、本件伊方二号炉の設置許可は、取り消さなければならない。

（１頁から続く）

燃料取替作業は定検中に行われる作業の中でも、最も重要で危険な作業である。炉心から取替のために取り出される使用済燃料中には、多量の〝死の灰〟が含まれており、それからの放射線量と発熱量も莫大な量になる。したがって、燃料取替作業中の燃料の移動は、すべて水中で行われる。そのため、図２にあるように、原子炉上方に設けてある「原子炉キャビティ」に水を張る。だから、図から分るように、蒸気発生器の下部には、約１０メートルに及ぶ水圧がかかる。（以下６頁に）



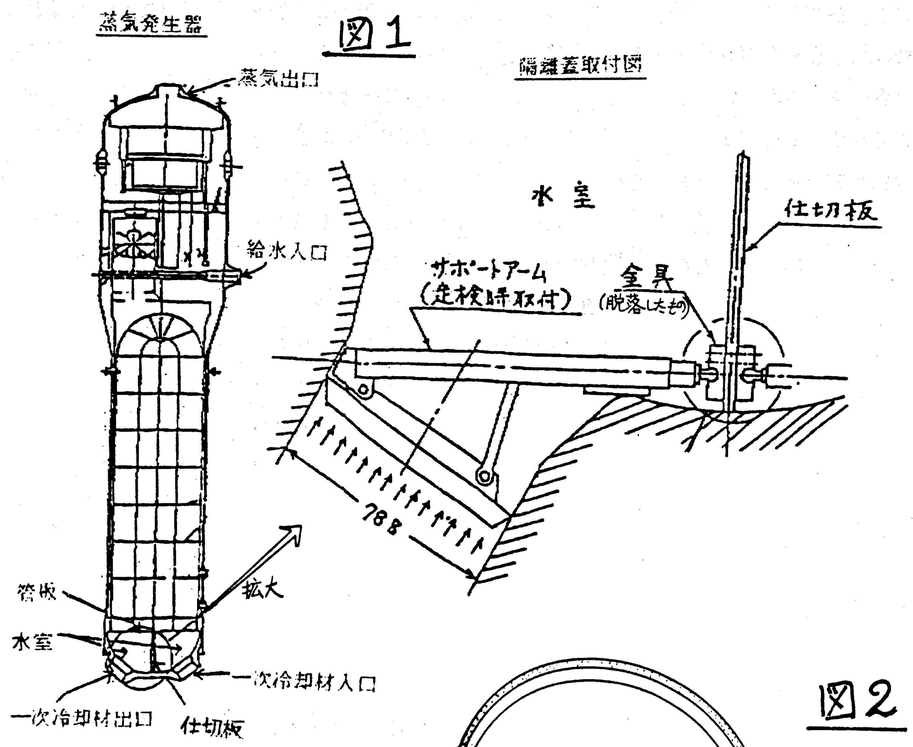


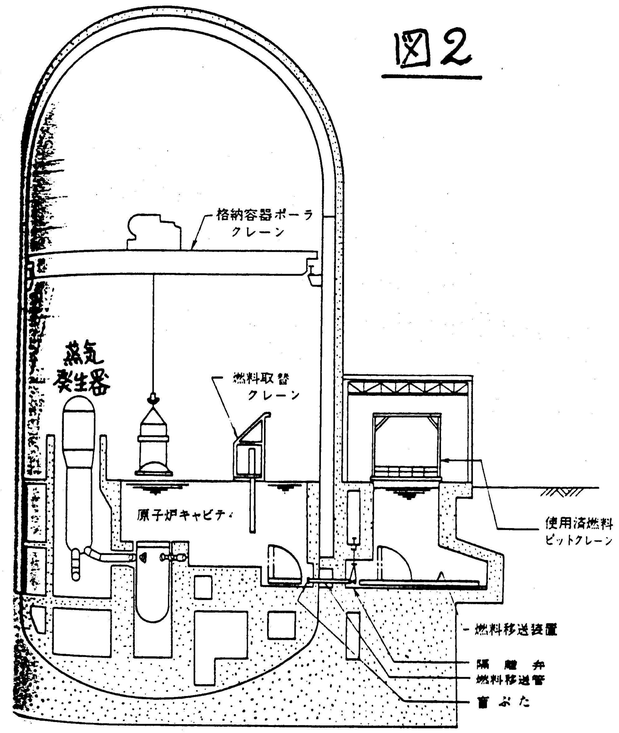


燃料取扱設備説明図